

業務委任契約書

松戸市立寒風台小学校PTA会長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と松戸市立寒風台小学校校長●●●（以下「乙」という。）は、松戸市立寒風台小学校PTA（以下「PTA」という。）の事務に関して、以下のとおり業務委任契約を締結する。

（委任事項）

第1条 甲は乙に対し、PTAの事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを承諾する。

- （1）PTA入会、並びに、卒業対策を始めとする特定の活動者（PTA会員以外を含む寒風台小学校の児童、保護者及び教職員）を対象とした活動（以下「特別活動」という。）への参加に係る同意確認が未提出である場合等において行う個別の意思確認
- （2）PTA会員名簿及び特別活動参加者名簿の更新・保管・管理
- （3）PTA会費及び特別活動参加協力金の集金及び督促。
- （4）配布物の配布、収集
- （5）その他前記各号に関連、付随する業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し本業務委任契約の一部もしくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、またはこの契約上の地位を承継させてはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条 本業務委任契約に関し、乙は、甲に対し名目の如何を問わずいかなる報酬を求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、本業務委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、更新・保管・管理する書類等を他人に閲覧、謄写または譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（契約期間）

第5条 本業務委任契約の期間は、令和6年3月31日までとする。

但し、甲乙において、1か月前に相手方に通知することにより、本業務委任契約を解除することができ期間満了の1か月前までに甲または乙から解約の申し出がないときは、本業務委任契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（補足）

第6条 本業務委任契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本業務委任契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年7月13日

委任者（甲） 松戸市立寒風台小学校PTA
会長 〇〇 〇〇 印

受任者（乙） 松戸市立寒風台小学校
校長 ●●● 印